

輪島市監査公表第3号

平成26年12月8日付発監査第216号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成27年 1月 8日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発輪病第 1109 号

平成26年12月17日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

市立輪島病院

監査執行年月日

平成26年11月28日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 患者負担未収金について</p> <p>未収金については、きめ細かく整理し、回収に努めていることは、評価する。引きつづき、未収の方の状況を十分調査し、法的対応も念頭におき、未収金の縮小・新たな未収金発生防止に取り組まれたい。</p>	<p>① 患者負担金の未収金については、発生防止から発生時の対応について未収金対応マニュアルによって引き続き組織的な対応に努めている。</p> <p>未収金がある場合は、患者の電子カルテに未収金がある旨掲載し、医師・看護師・医事係・会計担当職員が情報を共有することにより、更なる未収金発生の防止に努めている。また、医療費の患者負担分について一括で支払することが困難な者に対しては、地域医療連携室・医事担当職員が相談を受け、誓約書・分割による納入計画を立てるなど柔軟に対応している。</p> <p>平成25年4月からは、未収金のある方に対し口座振替による未収金の納入を実施しており、平成26年度においては11月末現在で741,695円を口座振替により収入している。</p> <p>さらに、悪質であると判断した滞納者に対しては、支払督促制度を利用するなど法的な対応による回収にも努めている。</p> <p>今後は、輪島市全体で導入している滞納管理システムの利活用方法を検討し、滞納者の管理、未収金の発生防止について院内だけでなく輪島市全体で効率的に取り組む体制を強化したいと考える。</p>	<p>措置方針等</p>